

令和2年第10回教育委員会会議記録

令和2年6月25日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について
日程第 3 議案第2号 教育財産（建物）の所管換え及び種別替えについて
日程第 4 議案第3号 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則
日程第 5 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾
委員	福 田 浩 子

◎欠席者

委員	神 原 伸 哉
----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	佐 藤 真理子
体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター所長	金 浜 ゆかり
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和2年第10回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和2年第10回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、羽田圭吾委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします議案書1ページをお開きください。

教育支援委員会は、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置しております。

八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において、「委員は、医師、知識経験者、町内小、中学校校長・教頭・教諭、医療施設の職員・関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。」と定められており、この度、委員となっていた医師、関係行政機関の職員及び教諭の人事異動等に伴い欠員が生じたため、その補充として新たな委員を任命するものであります。

任命する委員は、八雲総合病院小児科医長の西野貢平氏、北海道八雲保健所健康支援係長の佐々木美樹氏の他、議案書記載の7名であります。

任期は、令和2年4月1日から、条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間であります令和3年3月31日までとなっており、上から3番目の小室育恵氏については、採用となった令和2年6月1日からとしております。

以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 日程第3「議案第2号 教育財産(建物)の所管換え及び種別替えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 議案第2号教育財産(建物)の所管換え及び種別替えについてご説明いたします。議案書2ページからになります。

所管換え及び種別替えの理由につきましては、現在改築中の学校給食センター完成に伴い、令和2年8月1日付で移転開設することから、現施設の有効活用を図るため、普通財産に種別替えを行い、総務課へ所管換えを行うものです。

所管換え及び種別替えをしようとする建物につきましては、八雲町東雲町3番地所在の鉄筋コンクリート平屋建て794.23平方メートルです。

所管換えを受ける財産管理者は八雲町総務課、所管換え及び種別替え年月日は令和2年7月31日です。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 現段階での有効活用の見込みはあるのでしょうか。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 現在、町の方で有効活用の考えがあると伺っております。

○教育長 総務課に所管換えをして、町長部局の方で考えがあるので、様子を見守りたいと思います。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

本件は、新型コロナウイルス感染症に対応した町立学校の臨時休業による欠時数を回復するため、夏季休業日及び冬季休業日を短縮するほか、秋季休業日を設けないこととしたことから、3月25日開催の第5回教育委員会会議において議決いただき、制定附則第4項に定めた令和2年度における休業日の特例を改正するものであります。

それでは、改正内容について、ご説明いたします。

今年度、秋季休業日を設けないこととしたことから、制定附則第4項の見出し中、「休業日」を「秋季休業日」に改め、第5回教育委員会会議での議決を経て定めた「秋季休業日」の特例に係る読替規定を改め、令和2年度における秋季休業日は、第6条第1項第6号の規定にかかわらず、設けないものとするものであります。

附則として、施行期日を、公布の日からとしております。

以上、議案第3号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

○福田委員 今回の改正は、今年度に限りということですね。

○学校教育課長 今年度新型コロナウイルスの関係で、秋季休業を設けないこととしたことから、この特例は令和2年度に限りの規定でございます。

来年度以降については、通常の10月の第2月曜日の翌日及び翌々日の二日間という規定が適用されるという予定になっています。

○教育長 詳しく規則に書き込んでいますので、規則改正をしなければならないということでございます。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 その他

○教育長 日程第5 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年第10回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時10分】